

## 飼料用米の農産物検査規格 【もみ(案)】

種類	項目	設定規格(案)	設定理由		
飼料用もみ	種類	飼料用もみ	流通実態として、うるち、もちの区分を行っていないことから、「飼料用もみ」として設定。		
	銘柄	設定無し	流通実態として、品種別に区分し取引されていないことから、設定は行わないこととする。		
	量目	現行規格と同じ 麻袋及び樹脂袋:20kg、40kg 紙袋:20kg ポリエチレンフィルム:20kg	流通の円滑化と検査の効率化のため、食用と同じ規格を設定。		
	荷造り及び包装	現行規格と同じ 麻袋、樹脂袋、紙袋、 ポリエチレンフィル袋	飼料用米の流通・保管の実態が食用の米穀と同等であることから、食用と同じ規格を設定。		
	品位	等級区分	合格	実需者が求める区分は飼料用に供することが出来るか否かであり、等級区分は「合格」「規格外」を設定。	
		容積重 (最低限度)	設定無し	不稔もみが多く混入すると栄養成分が確保できないため何らかの規格が必要との意見があったが、取引実態として現状では不稔もみが問題となっていないことから、今回は設定しないこととする。	
		水分 (最高限度)	現行規格と同じ (14.5%)	常温保管を行う実態から、15.0%以上では保管上問題があるとの指摘があるが、生産・利用の実態を踏まえ、飼料用玄米と同様に食用と同じ規格を設定。 (当分の間、規格数値に1.0%を加算したものとする。)	
		被害粒 (最高限度)	25%	被害粒の混入による飼料への影響についてデータは無いが、品質・成分に影響を及ぼすと考えられる「発芽粒」「病害粒」「くされ粒」を被害粒とし、普通小粒大麦の飼料用に供するものと同じ規格を設定。	
		異種穀粒 (最高限度)	玄米	設定無し	もみは収穫の過程で玄米の発生が想定されるが、飼料として利用上、問題とされていないことから、今回は設定しないこととする。
			麦	1%	食用に供する米穀と異なり飼料製造の受け入れ段階で、除去する工程が無いことから、混入は厳しく設定すべきとの指摘がある。また、栽培形態(二毛作等)から、小麦等の混入も想定されることを踏まえ、飼料用玄米と同様に食用玄米の3等相当規格を設定。
			麦を除いたもの	1%	
		異物 (最高限度)	2%	もみは、調製の工程を経ないことで玄米より異物が多い実態にあることから、玄米の規格を緩和した規格を設定。	
	規格外	異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないものであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの	飼料製造において、家畜の健康に影響を及ぼすことが懸念されることから、米穀の臭い以外の臭い(油煙臭、発酵臭等)がすることが確認されたものについては、食用に供する米穀と同じく規格外と設定。		
その他	附則	異物として土砂、石、ガラス片、金属片、プラスチック片が混入してはならないこととする。	食用に供する米穀と同じく、異物として土砂、石、ガラス片、金属片、プラスチック片が混入してはならないと設定。		